

「つなぐ棚田遺産」オフィシャルサポーター制度実施規約

令和7年4月1日

（趣旨）

第1条 農林水産省では、棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価し、国民の皆様に棚田地域の活性化や棚田の有する多面的機能に対するより一層の御理解と御協力をいただくことを目的として、改めて優良な棚田を認定する取組（「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～（ポスト棚田百選）」）を令和4年3月に実施しました。そして、本取組を、企業、団体等の多様な関係者（以下「企業等」という。）とともに幅広く周知するとともに棚田地域の振興に資する取組を促進するため、「つなぐ棚田遺産」オフィシャルサポーター（以下「サポーター」という。）制度を設置しています。本規約は、サポーター制度を実施するに当たり必要な事項を定めるものとします。

（実施内容）

第2条 サポーターとして活動する企業等は、次のいずれかの取組を通じて「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」に関する周知活動等や棚田地域の振興に資する取組を実施するものとします。

- （1） 企業等の Web ページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- （2） 棚田に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等
- （3） 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- （4） 企業の CSR 活動や SDGs への取組
- （5） その他、棚田の有する多面的機能や棚田地域の優良な活動についての周知など棚田地域の振興に資する取組

（サポーターの申請）

第3条 第1条の趣旨に賛同し、本制度への参加を希望する企業等は、別記様式1に必要事項を記入し、農林水産省農村振興局地域振興課長（以下「地域振興課長」という。）へ申請することとします。なお、様式は、[E-mail: tanada_supporter@maff.go.jp](mailto:tanada_supporter@maff.go.jp) へ提出いただきます。

2 次の各号のいずれかに該当する企業等からの申請は受け付けないものとします。

- （1） 政治団体又は宗教団体であること。
- （2） 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している企業等。

3 1の申請に当たっては、企業等の概要(設立年月日、資本金、定款、事業所の名称、従業員数、主要製品(又はサービス)名、事業規模等)を示す資料を添付するものとします。

(サポーターの認定)

第4条 地域振興課長は、前条による申請があった場合において、別記様式1に記載された取組が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その申請企業等をサポーターとして認定します。

- (1) 「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」の趣旨に沿っていること
- (2) 取組の内容が具体的であり、実現性が認められること
- (3) 取組の内容が特定の製品又はサービスの宣伝目的でないこと

2 企業等は、地域振興課長による認定証の発行をもってサポーターとして活動できることとします。

(ロゴマーク等の使用)

第5条 農林水産省は、「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」のロゴマークの使用については、別に定める「ロゴマーク使用規約」に基づき使用するものとする。

(取組実績の報告等)

第6条 サポーターは、その取組実績について、別記様式2により地域振興課長へ報告することとします。なお、様式は、[E-mail:tanada_supporter@maff.go.jp](mailto:tanada_supporter@maff.go.jp) へ提出いただきます。

2 前項に基づき報告された内容は、農林水産省の Web ページや公式 SNS 等により公表します。

(認定の解除)

第7条 サポーター認定の解除を申し出る場合は、別記様式3により地域振興課長へ報告することとする。

(是正の要求)

第8条 地域振興課長は、サポーター又はその関係者が、次のいずれかに該当すると認める場合、当該サポーターに対し是正を求めることがあります。

- (1) 本規約に違反している、またはその疑いがある場合
- (2) その他、本制度の趣旨に反する行為を行った、またはその疑いがある場合

(認定の取消し等)

第9条 地域振興課長は、サポーターが本規約若しくは「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」の趣旨に反するような行為又は法令や公序良俗に反する若しくは反するおそれがある行為を行った場合には、次の措置を講じることができるものとします。

- (1) 警告
- (2) サポーター認定の取消し
- (3) 企業等名の公表
- (4) 訴訟

(免責事項)

第10条 農林水産省は、サポーターの活動に起因又は関連して当該サポーター又は第三者(他のサポーターを含みます。)に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとします。

2 農林水産省は、第8条及び第9条によりサポーター等に発生した損害について何ら責を負わないものとします。

(個人情報の取扱)

第11条 地域振興課長が入手したサポーター及びその申請を行った企業等の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づき適切に管理します。業務に係る施設等機関の担当部局が当該個人情報を取り扱う場合も同様とします。

2 地域振興課長は、あらかじめサポーターの了承を得た上で、参加企業等及び第三者にサポーターの個人情報を提供することができるものとします。

(規約の改正等)

第12条 本規約は、地域振興課長により必要に応じて改正される場合があります。その場合は、改正後にサポーターに通知します。

2 本規約の改正によりサポーターに不利益が生じた場合も、農林水産省はその責任を負うものではありません。

(担当)

「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」事務局

農林水産省農村振興局地域振興課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL: 03-3502-8111 E-mail: tanada_supporter@maff.go.jp

別記様式1

「つなぐ棚田遺産」オフィシャルサポーター申請書

「つなぐ棚田遺産」オフィシャルサポーターの趣旨に賛同し、実施規約第3条に基づき、サポーターとしての認定を求めます。

令和 年 月 日

申請者の名称：

代表者名：

農林水産省 御中

取組の概要	
担当者連絡先	

※1 企業等の概要(設立年月日、資本金、定款、事業所の名称、従業員数、主要製品(又はサービス)名、事業規模等)を示す資料をメールに添付してください。

※2 農林水産省 Web ページに貴社情報を掲載しますので、貴社のロゴ等(貴社と分かる代表的なもの)の画像データ1枚をメールに添付してください。

別記様式1

「つなぐ棚田遺産」オフィシャルサポーター申請書

「つなぐ棚田遺産」オフィシャルサポーターの趣旨に賛同し、実施規約第3条に基づき、サポーターとしての認定を求めます。

令和5年〇月〇日

申請者の名称：〇〇〇〇株式会社

代表者名：農林 太郎

農林水産省 御中

取組の概要	取組時期、取組場所、取組内容(ロゴ使用含む。)についてご記載ください。 (記載例) ・Web ページ及び SNS において、つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～の専用 Web ページのリンク及びロゴを紹介し、〇〇に対してつなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～の趣旨、棚田の有する多面的機能を周知する。 ・棚田地域振興の取組に関するリーフレットを作成し、〇〇で配布するとともに、商品(つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～に認定された地域の商品)にロゴをつけて販売する。 ・〇〇学校(又は会社)において、学生(又は社員)に対して棚田の有する多面的機能に関する講座を開催する。 ・〇〇に関する一般公開イベントにおいて、棚田の有する多面的機能をテーマとしたセミナーを開催する。
担当者連絡先	農水 花子(〇〇部〇〇課) 03-1234-5678 hanako@xxx.co.jp

※1 企業等の概要(設立年月日、資本金、定款、事業所の名称、従業員数、主要製品(又はサービス)名、事業規模等)を示す資料をメールに添付してください。

※2 農林水産省 Web ページに貴社情報を掲載しますので、貴社のロゴ等(貴社と分かる代表的なもの)の画像データ1枚をメールに添付してください。

別記様式2

「つなぐ棚田遺産」オフィシャルサポーター取組実績報告書

「つなぐ棚田遺産」オフィシャルサポーターの趣旨に賛同し、実施規約第5条に基づき、取組実績を報告します。

令和 年 月 日

サポーター名：

代表者名：

農林水産省 御中

報告対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
取組実績	
担当者連絡先	

※ 「取組実績」欄は、農林水産省 Web ページ等で公表します。取組内容がわかる写真や Web ページのリンク先等があれば、メールに添付してください。

別記様式3

「つなぐ棚田遺産」オフィシャルサポーター解除申請書

実施規約第7条に基づき、サポーター認定の解除を求めます。

令和 年 月 日

申請者の名称：

代表者名：

農林水産省 御中

解除申請理由	
担当者連絡先	